		田 7,00
処 分 名	産業廃棄物処理施設の使用前検査	
処分の概要	産業廃棄物処理施設の使用前検査を行う。	
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
条  項	第15条の2第5項	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		未設定
標準処理期間		計 未設定
dul the Ha W.		

判断基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第2項の申請書記載の計画に適合していること。

## 【根拠法令等】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第15条の2第5項 前条第1項の許可を受けた者(・・・。)は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、 都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第2項の申請書に記載した設 置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

第15条第2項 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立 処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- 6 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 7 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 8 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
- 9 その他環境省令で定める事項

